3　総合評価に関する事項等
⑴から(ｲ)Ⅱまでについては第１号⑴から(ｲ)Ⅱまでに同じ。
Ⅲ　評価項目及び得点配分　評価項目（①～⑤）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑤における評価点の合計点を加算点とする。
１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）
②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）
２）技術提案（加算点）
◆工事目的物の性能・機能に関する事項
③　性能・機能
現場溶接継手部の品質向上対策：10点（11段階評価）
放流管据付時の確実な固定対策：５点（５段階評価）
◆社会的要請に関する事項
④　特別な安全対策
現場での高所作業における安全対策：５点（５段階評価）
狭小箇所での据付作業における安全対策：10点（11段階評価）
放流管組立場から削孔構台までの製品運搬時における安全対策：５点（５段階評価）
堤体削孔部放流管引込み時の安全対策：10点（11段階評価）
◆総合的なコストに関する事項及び施工計画
⑤　施工上配慮すべき事項
輸送及び現場での鋼材腐食・損傷防止対策：５点（５段階評価）
現場据付作業の効率化：10点（11段階評価）
(ｳ)から⑷までについては第１号(ｳ)から⑷までに同じ。
4　入札手続等
⑴から⑸①までについては第１号⑴から⑸①までに同じ。
②　開札の日時及び場所
平成24年10月１日11時00分
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号福岡第二合同庁舎　九州地方整備局総務部契約課入札室
⑹については第１号⑹に同じ。
5　その他
⑴から⑮までについては第１号⑴から⑮までに同じ。
6　Summary
⑴ and ⑵　is the same above notice no. 1
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of discharge pipe at TurudaDAM
⑷, ⑸ and ⑹　is the same above notice no. 1

○第３号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　鶴田ダム増設減勢工工事
⑶　工事場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子地先
⑷　工事内容
基礎掘削：約79,000㎥
コンクリート打設
減勢工：約68,000㎥
増設側巻き立て：約28,000㎥
発電側固定台：約3,900㎥
充填コンクリート
増設側：約3,400㎥
発電側：約2,400㎥
⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年３月31日まで
⑹　使用する主要な資機材
セメント：約28,000ｔ
骨材：約220,000ｔ
鉄筋：約1,600ｔ
⑺については第１号⑺に同じ。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲（契約後ＶＥにつながる基本的な考え方を除く。）は対象としない。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽から⑾までについては第１号⑼から⑽までに同じ。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀については第１号⑾に同じ。
⒁　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当する場合は、構成員全てに入札説明書４．⑹に定める技術者とは別に、入札説明書４．⑹に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑹②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で現場に配置することとする。
・九州地方整備局の発注した一般土木工事のうち、平成20年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定通知書の評定点の平均が76点未満の場合。
⒂から⒃までについては第１号⒀から⒁までに同じ。
⒄　本工事において、中間前金払に代わり既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒅については第１号⒃に同じ。
2　競争参加資格
⑴については第１号⑴に同じ。
⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶については第１号⑶に同じ。
⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑸　平成10年度以降に、元請けとして次に掲げるア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
ア）コンクリートダム本体又は減勢工を、自ら製造したコンクリートにより５万㎥以上打設した工事の施工実績を有すること。
但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。
なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成10年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。
③については第１号⑸③に同じ。
④　ダム工事総括管理技術者の資格を有する者であること。
⑺から⑽までについては第１号⑹から⑼までに同じ。